

実施方針の修正（新旧対照表）

令和元年12月20日に公表した「湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業」の実施方針を次のとおり修正する。

旧	新
<p>IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 応募者の参加資格要件</p> <p>(略)</p> <p>(5) 基幹的設備改良工事を行う企業の要件 応募企業または応募グループの構成企業のうち、基幹的設備改良工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。</p> <p>1) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。</p> <p>2) 建設業法（昭和24年法律第100号）による清掃施設工事もしくは、機械器具設置工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>3) 建築業法に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>4) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす建設実績又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。</p> <p>① ごみ焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、ボイラ・タービン式発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点で建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。 <p>② リサイクルプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設と同種同規模程度の破砕リサイクル施設において、令和2年3月31日時点で建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。 <p>5) 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。</p>	<p>IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 応募者の参加資格要件</p> <p>(略)</p> <p>(5) 基幹的設備改良工事を行う企業の要件 応募企業または応募グループの構成企業のうち、基幹的設備改良工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。</p> <p>1) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。</p> <p>2) 建設業法（昭和24年法律第100号）による清掃施設工事もしくは、機械器具設置工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>3) 建築業法に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>4) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす建設実績又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。</p> <p>① ごみ焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、ボイラ・タービン式発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点で建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。 <p>② リサイクルプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設と同種同規模程度の破砕リサイクル施設において、令和2年3月31日時点で建設実績又は基幹的設備改良工事を合せて2件以上有していること。 <p>5) 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。</p>

旧	新
<p>IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>6. 優先交渉権者決定後の手続き</p> <p>(1) 特別目的会社の設立</p> <p>優先交渉権者は基本協定締結後速やかに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。</p> <p>1) 本店所在地を静岡県湖西市内とする。なお、運営期間中に限り、無償で本施設内に設置することも認める。</p> <p>2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。</p> <p>3) <u>優先交渉権者のうち、リサイクルプラザの基幹的設備改良工事を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとする。</u></p> <p>4) 本施設の引渡し日から事業期間を通じて、提案書に記載した資本金を維持すること。</p> <p>5) 特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。</p> <p>6) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。</p> <p>7) 本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。</p>	<p>IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>6. 優先交渉権者決定後の手続き</p> <p>(1) 特別目的会社の設立</p> <p>優先交渉権者は基本協定締結後速やかに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。</p> <p>1) 本店所在地を静岡県湖西市内とする。なお、運営期間中に限り、無償で本施設内に設置することも認める。</p> <p>2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。</p> <p>3) 本施設の引渡し日から事業期間を通じて、提案書に記載した資本金を維持すること。</p> <p>4) 特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。</p> <p>5) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。</p> <p>6) 本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。</p>

旧				
添付資料1 リスク分担表				
事業に係るリスク分担(2/3)				
期間	リスク項目	概要	分担	
			本市	民間事業者
計画段階	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		本市の提示条件不備・変更による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	

新				
添付資料1 リスク分担表				
事業に係るリスク分担(2/3)				
期間	リスク項目	概要	分担	
			本市	民間事業者
計画段階	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		本市の提示条件不備・変更による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
		<u>本市の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク</u>	<u>○</u>	
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	

旧					新						
添付資料 1 リスク分担保表					添付資料 1 リスク分担保表						
事業に係るリスク分担保(3/3)					事業に係るリスク分担保(3/3)						
期間	リスク項目	概要	分担保		期間	リスク項目	概要	分担保			
			本市	民間事業者				本市	民間事業者		
運営段階	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスク	○		運営段階	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスク	○			
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク		○		性能未達	民間事業者の事由による施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク		○		
	施設かし	契約書に規定するかし担保期間における施設かしに係るリスク				○	施設かし	本市の事由による施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク	○		
	運営コスト・運転停止		設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコストの増大、運転停止のリスク			○	運営コスト・運転停止		設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコストの増大、運転停止のリスク		○
			本市が善良なる管理者の注意義務を凶ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○					民間事業者が善良なる管理者の注意義務を凶ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	
			その他運営不備によるコストの増大、運転停止リスク			○			その他運営不備によるコストの増大、運転停止リスク		○
	施設破損		事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク			○	施設破損		事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
			施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク			○			施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
			ごみ収集車・搬入車及び受入作業に起因する施設破損のリスク	○					ごみ収集車・搬入車及び受入作業に起因する施設破損のリスク	○	